

平成 31 年 2 月 議 会

## 第 1 委員会報告資料

○報告第 6 号 交通事故による損害賠償額の決定に関する専決処分について

○博多区新庁舎用地，福岡保護観察所用地における事務所機能の整備  
及び既存庁舎等資産の有効活用の検討状況について

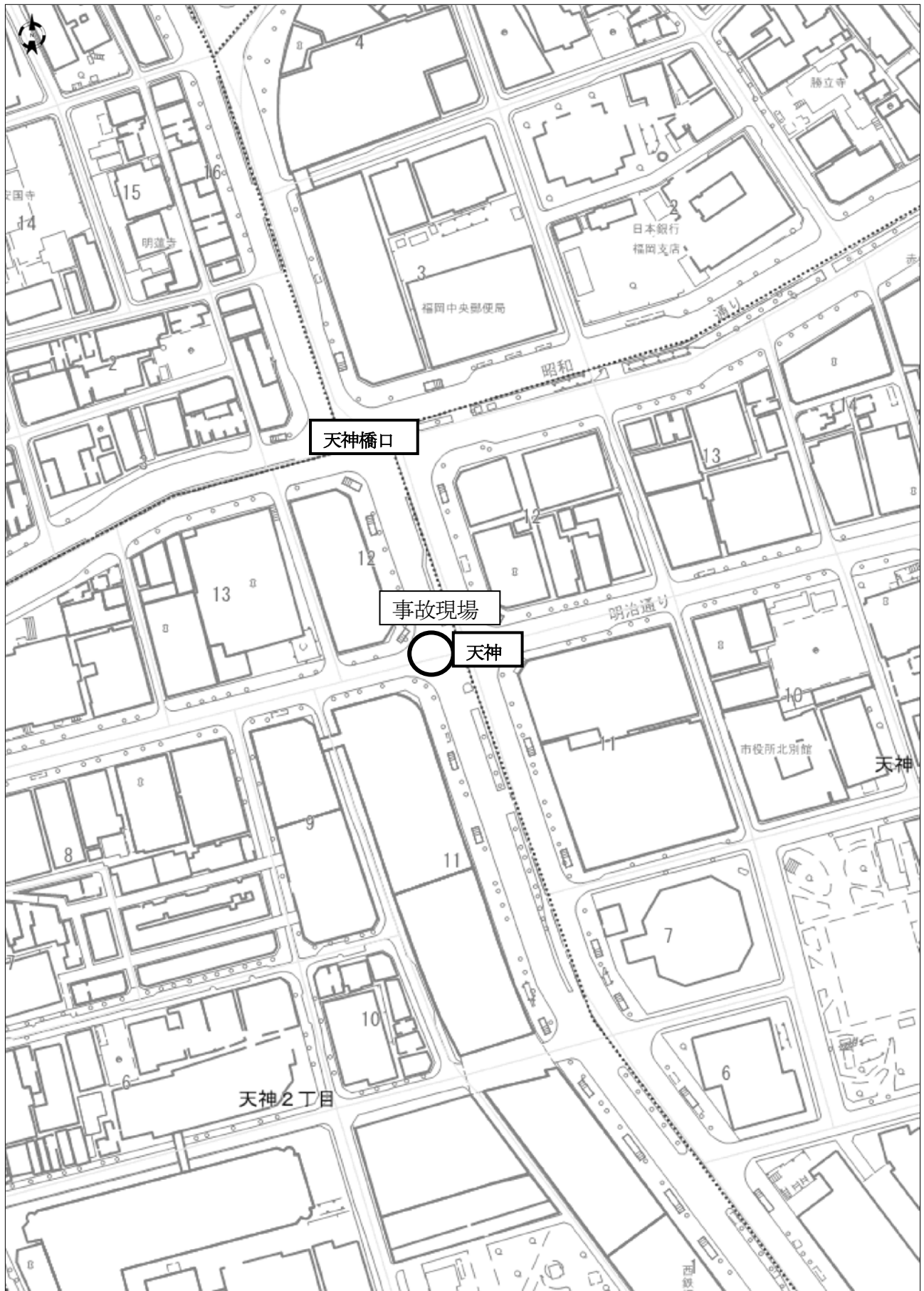
○庁用自動車による事故の報告(第一報)

財 政 局

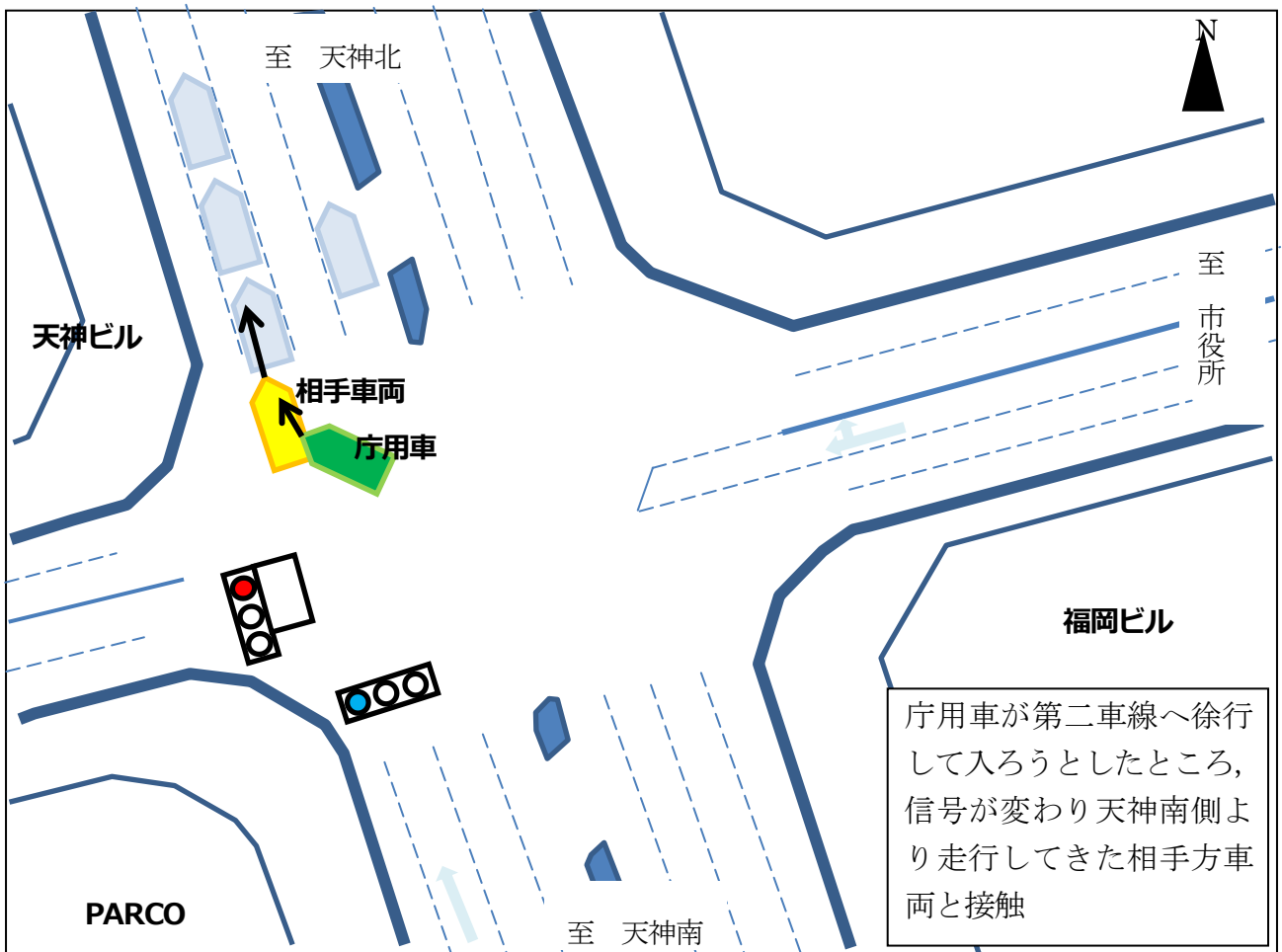
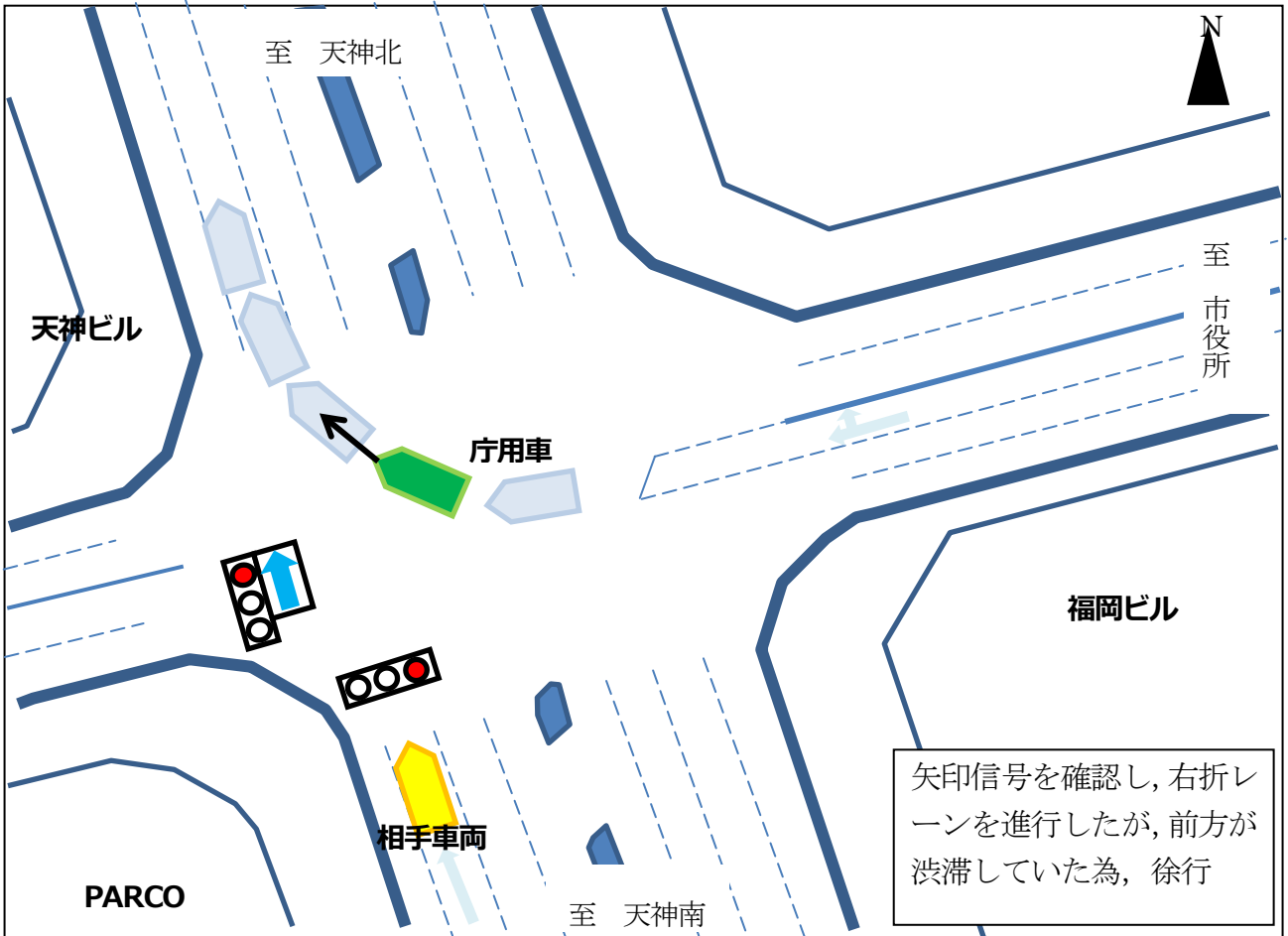
市長の専決処分事項に関する条例の規定により、交通事故による損害賠償額を決定することについて、平成 30 年 12 月 20 日に次のように専決処分したので、地方自治法第 180 条第 2 項の規定により報告するもの。

|   |  |               |                                       |
|---|--|---------------|---------------------------------------|
| 事故発生日時  | 平成 30 年 8 月 20 日 (月曜日) 午後 1 時 20 分頃 天候：晴れ  |               |                                       |
| 事故発生場所  | 福岡市中央区天神一丁目 12 番 7 号付近の交差点   |               |                                       |
| 相手方   | 住所   | [REDACTED]    |                                       |
|   | 氏名   | [REDACTED]    |                                       |
| <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;">                 ※福岡市情報公開条例に定める非公開情報と認められるおそれのある情報については、掲載していません。             </div> |  |               |                                       |
| 事故の概要   | 平成 30 年 8 月 20 日午後 1 時 20 分頃、財政局アセットマネジメント推進部施設建設課所属の職員が、業務のため同局財産有効活用部自動車管理事務所所管の軽自動車を運転して市立今津特別支援学校へ向かう途中、市内中央区天神一丁目 12 番 7 号付近の交差点を右折しようとした際、左方から当該交差点を直進してきた相手方 [REDACTED] 所有の軽自動車と接触し、当該車両を破損させ、損害を与えたもの。 |               |                                       |
| 損害の程度   | 相手方  | 人的損傷          | なし                                    |
|   |  | 物的損傷          | 車両右側面後方部 擦過傷<br>損害額 148,738円・・・(A)    |
|   | 市側   | 人的損傷          | なし                                    |
|   |  | 物的損傷          | 車両左側前方部 バンパーへこみ<br>損害額 129,781円・・・(B) |
| 過失割合  | 相手方 1.5割・・・(C)   | 本市 8.5割・・・(D) |                                       |
| 損害賠償額<br>{(A) × (D)} - {(B) × (C)}  | 106,960 円  |               |                                       |

事故現場見取図(事故発生場所)

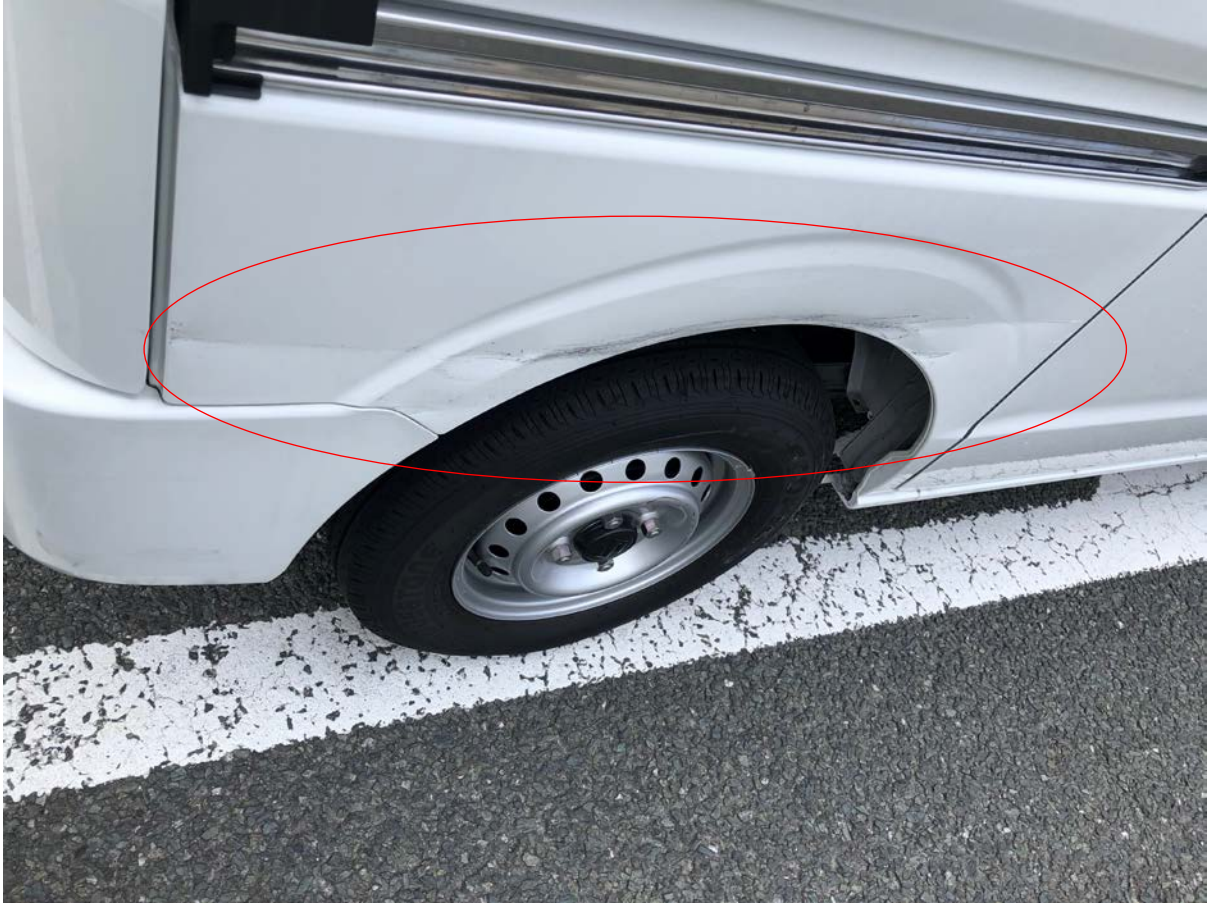


事故現場見取図 (詳細図)



被害状況写真

相手方の乗用車



市側の庁用乗用車





# 博多区新庁舎用地，福岡保護観察所用地における事務所機能の整備 及び既存庁舎等資産の有効活用の検討状況について

## 1. 検討の方向性 （平成 30 年 12 月議会 第 1 委員会報告（抜粋））

博多区新庁舎や発達障がい者支援・障がい者就労支援センター（仮称）の整備の検討を契機として、既存庁舎や民間ビルに入居する福岡市関連事務所の最適配置等を検討するとともに、市有資産の有効活用を図る。

- 博多区新庁舎及び発達障がい者支援・障がい者就労支援センター（仮称）として必要な床面積を確保したうえで、都心部における市有資産の有効活用などの観点から、容積率を最大限活用し、博多区新庁舎用地及び福岡保護観察所用地において新たな事務所機能を整備・確保する。
- 整備後、長期間経過している既存庁舎については、余裕部分等の利活用や運営の効率化、社会環境、需要の変化、その資産価値等に応じた施設のあり方の検討など、多様な視点から市有資産の有効活用について検討を行う。
- 賃料負担等が生じている民間ビルに入居する福岡市関連事務所等については、現在地における入居の必要性や入居面積の妥当性、市所有の施設等への移転可能性の検証を行うこと等により、賃料負担の軽減に向けた検討を行う。

## 2. 検討状況

### (1) 新たな事務所機能の概要【参考 1】

|               | 敷地面積<br>指定容積率                    | 建物の<br>延床面積<br>(A)             | 主たる用途に必要な面積<br>(B)                                | 事務所機能部分<br>(A-B)              |
|---------------|----------------------------------|--------------------------------|---|-------------------------------|
| 博多区新<br>庁舎用地  | 約 2,480 m <sup>2</sup><br>約 540% | 15,000 m <sup>2</sup> 以上<br>※1 | 12,500 m <sup>2</sup> 程度<br>(博多区役所・保健福祉センター)      | 約 2,500 m <sup>2</sup>        |
| 福岡保護<br>観察所用地 | 約 1,100 m <sup>2</sup><br>400%   | 約 4,400 m <sup>2</sup>         | 約 2,200 m <sup>2</sup><br>(発達障がい者支援・障がい者就労支援センター) | 最大 2,200 m <sup>2</sup><br>※2 |

※1 博多区新庁舎の床面積については、指定容積率が緩和される「総合設計制度」の活用等により、15,000 m<sup>2</sup>以上とする。

※2 福岡保護観察所用地における事務所機能部分に必要な面積は、発達障がい者支援・障がい者就労支援センター（仮称）における基本設計と並行して引き続き検討していく。

### (2) 既存庁舎と福岡市関連事務所等の最適配置，市有資産の有効活用

○既存庁舎については、庁舎の改修状況や入居部署の今後の見込み等を踏まえながら、引き続き、多様な視点から市有資産の有効活用に向けた検討を行う。

| 庁舎 一覧       | 築年数               | 建物延床                  | 敷地面積                  | 現在地           |
|-------------|-------------------|-----------------------|-----------------------|---------------|
| 本庁(行政棟)     | 30 年              | 48,503 m <sup>2</sup> | 14,290 m <sup>2</sup> | 中央区 天神 1 丁目   |
| 北別館         | 42 年              | 10,241 m <sup>2</sup> | 1,500 m <sup>2</sup>  | 中央区 天神 1 丁目   |
| 消防本部        | 26 年              | 5,302 m <sup>2</sup>  | 1,441 m <sup>2</sup>  | 中央区 舞鶴 3 丁目   |
| 水道局(本館, 別館) | 37 年, 16 年<br>6 年 | 8,898 m <sup>2</sup>  | 3,699 m <sup>2</sup>  | 博多区 博多駅前 1 丁目 |
| 交通局         | 38 年              | 11,052 m <sup>2</sup> | 2,247 m <sup>2</sup>  | 中央区 大名 2 丁目   |

※ 市職員の業務用ハウスとして使われている庁舎（市民サービスを提供する施設や市民の利用に供している公の施設は除く。）のうち、都心部に立地し、敷地面積 1,000 m<sup>2</sup>以上のものを記載。

- 民間ビルに入居する福岡市関連事務所等については、引き続き、事務所等の最適配置及び賃料負担の軽減に向けた検討を行う。

| 福岡市関連事務所等 一覧                         | 現在地（行政区，公称町別）               | 入居面積                   |
|--------------------------------------|-----------------------------|------------------------|
| (公社)福岡市シルバー人材センター 本部                 | 福岡県交通安全協会(博多区 千代1丁目)        | 493 m <sup>2</sup>     |
| (一財)道路管理センター九州地区支部                   | 明治通りビジネスクラスセンター本館(博多区 下川端町) | 333 m <sup>2</sup>     |
| (公財)福岡市文化芸術振興財団                      | 福岡県消防会館(博多区 中洲中島町)          | 299 m <sup>2</sup>     |
| (公社)福岡貿易会                            | 福岡商工会議所ビル(博多区 博多駅前2丁目)      | 165 m <sup>2</sup>     |
| (公社)福岡市シルバー人材センター 博多出張所              | 山浦第3ビル(博多区 那珂2丁目)           | 188 m <sup>2</sup>     |
| 総務企画局 福岡市研修室                         | 天神ツインビル(中央区 天神1丁目)          | 392 m <sup>2</sup>     |
| こども未来局 児童手当コールセンター，<br>幼稚園支給認定事務センター | 天神ツインビル(中央区 天神1丁目)          | 98 m <sup>2</sup>      |
| 福岡市要介護認定事務センター ※1                    | 鮮魚市場会館(中央区 長浜3丁目)           | 622 m <sup>2</sup>     |
| (株)福岡グリーンエナジー                        | 福岡SRPセンタービル(早良区 百道浜2丁目)     | 240 m <sup>2</sup>     |
| (公財)福岡市緑のまちづくり協会                     | 福岡ター(早良区 百道浜2丁目)            | 486 m <sup>2</sup>     |
|                                      | 計 10 団体                     | 計 3,316 m <sup>2</sup> |

※1 各区で行っている要介護認定事務を集約し、事務の効率化等を図るため、平成31年1月に開設。

今後さらなる事務の集約化を検討中であり、事務所面積の増加が見込まれる。

※2 賃料及び共益費の全部又は一部に対して福岡市から補助金、負担金等を交付している団体等を記載。

※3 平成30年12月議会 第1委員会報告時に記載していた「港湾空港局（博多港センタービル・2,271 m<sup>2</sup>）」、「住宅都市局 住宅管理課（冷泉ハブビル・230 m<sup>2</sup>）」、「(公財)九州先端科学技術研究所（福岡SRPセンタービル・1,019 m<sup>2</sup>）」については、現在地における業務の効率性等を踏まえ検討対象から除外。

- 博多区新庁舎用地及び福岡保護観察所用地に整備する新たな事務所機能に入居する施設については、主たる用途並びに利用者の利便性を妨げないよう配慮するとともに、各用地の立地や事務所位置、事務・事業の関連性、費用節減効果等の視点や今後の行政ニーズを踏まえながら、弾力性をもって検討する。

### 3. 検討スケジュール

既存庁舎と福岡市関連事務所等の最適配置，市有資産の有効活用の検討については，博多区新庁舎及び発達障がい者支援・障がい者就労支援センター（仮称）の整備スケジュール，供用時期等を踏まえながら検討を進めていく。

- 各施設の供用時期

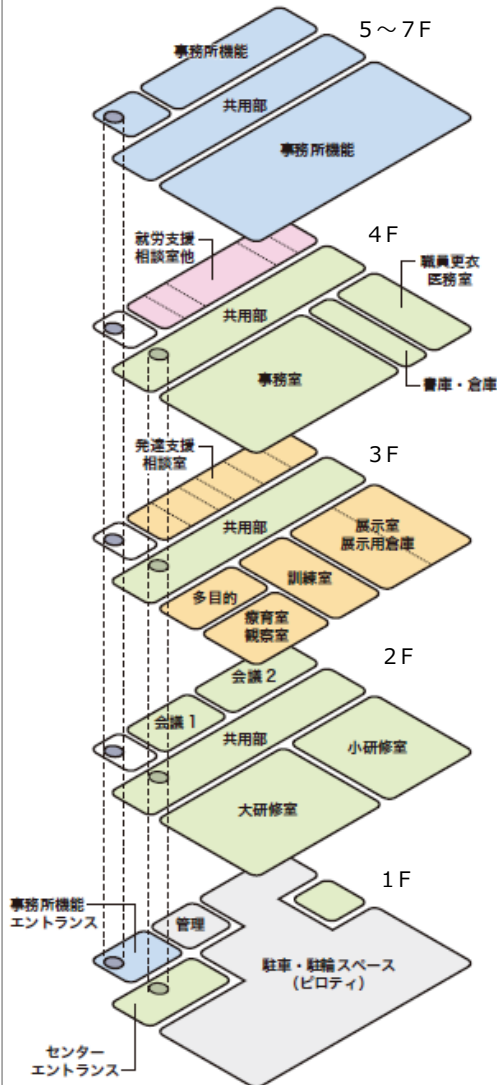
- ・新博多区役所：2022年度以降
- ・発達障がい者支援・障がい者就労支援センター（仮称）：福岡保護観察所用地の取得（2020年度見込み）から概ね3年後の施設開設を目指す。

【参考1】

○発達障がい者支援・障がい者就労支援センター（仮称）基本計画（案）について（抜粋）  
（平成31年2月議会 第2委員会報告 保健福祉局・こども未来局）

5. 施設建築計画

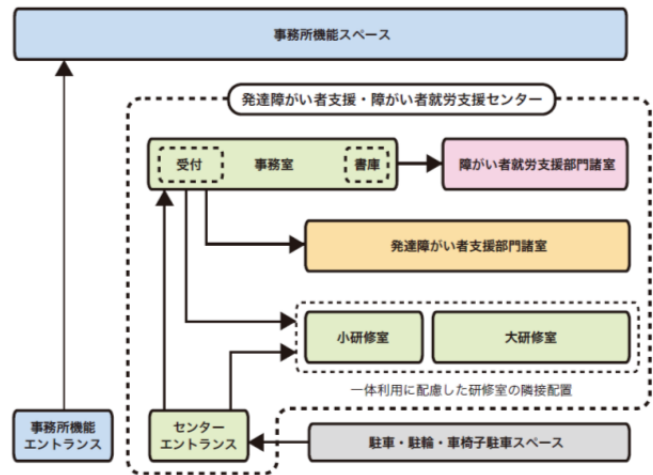
【諸室配置イメージ】



【施設規模】

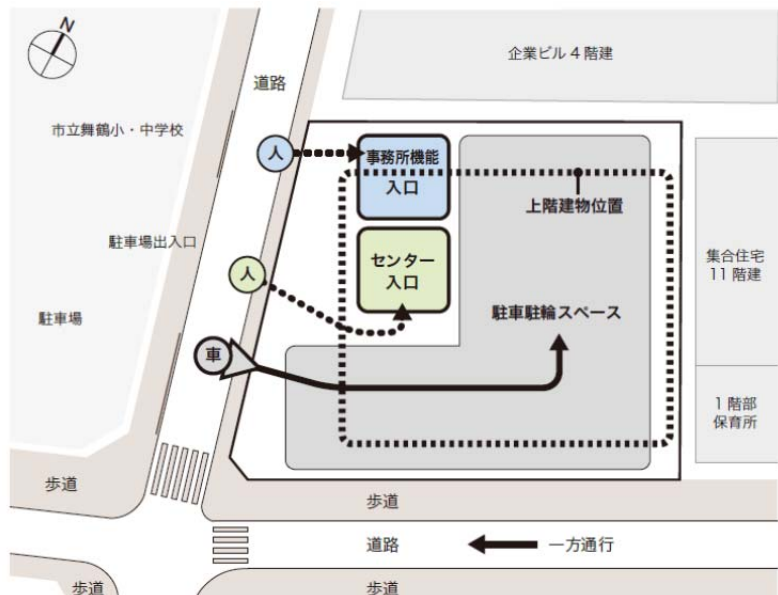
本センター想定面積 約 2,200 ㎡  
最大延床面積約 4,400 ㎡を確保できるため、本センターとして必要な面積を確保したうえで、市有資産の有効活用の観点から、福岡市関連事務所等が入居する事務所機能スペースを整備する。

【ゾーニング計画】



○センター利用者と事務所機能スペース利用者の動線を明確に分離

【施設配置計画】







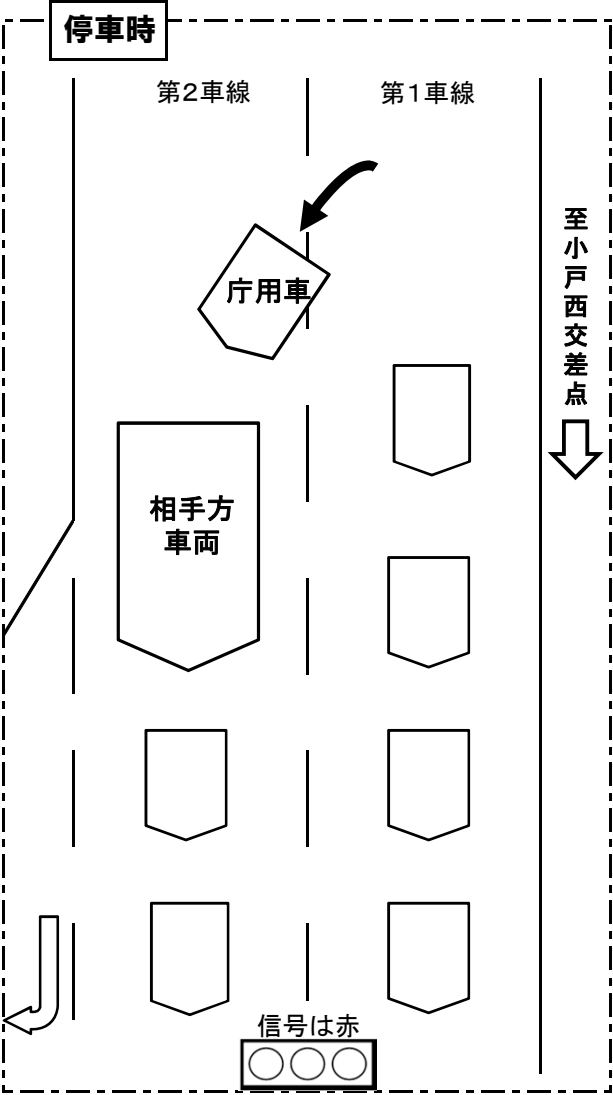
# 事 故 報 告 書 ( 第 一 報 )

|                       |  |            |  |
|-----------------------|--|------------|--|
| 事故発生日時                | 平成 30 年 12 月 21 日 (金曜日) 午後 4 時 30 分頃 天候 : 曇  |            |  |
| 事故発生場所                | 福岡市西区小戸三丁目 52 番 15 号 小戸西交差点付近  |            |  |
| 相手方                   | 住 所  | [REDACTED] | ※福岡市情報公開条例に定める非公開<br>情報と認められるおそれのある情報に<br>ついては、掲載していません。 |
|                       | 氏 名  | [REDACTED] |  |
| 事故の概要                 | 平成 30 年 12 月 21 日午後 4 時 30 分頃、早良区役所市民部課税課所属の職員が、業務のため同課所管の軽自動車を運転中、小戸西交差点付近において、赤信号で第二車線に停車し、第一車線の車両が前方に進んだためブレーキを緩めた際、軽自動車が進み、前方に停車していた相手方所有の貨物自動車に追突し、当該車両に損害を与えたもの。 |            |  |
| 損害の程度                 | 相手方  | 人的損傷       | なし   |
|                       |  | 物的損傷       | リアバンパーの塗装の剥離、左テールランプブラケットの変形、左テールウインカーレンズの割れ             |
|                       | 市側   | 人的損傷       | なし   |
|                       |  | 物的損傷       | ボンネット、右フロントフェンダー、フロントバンパー等の破損                            |
| 損害賠償額等は現在交渉中、確定後議会へ報告 |  |            |  |

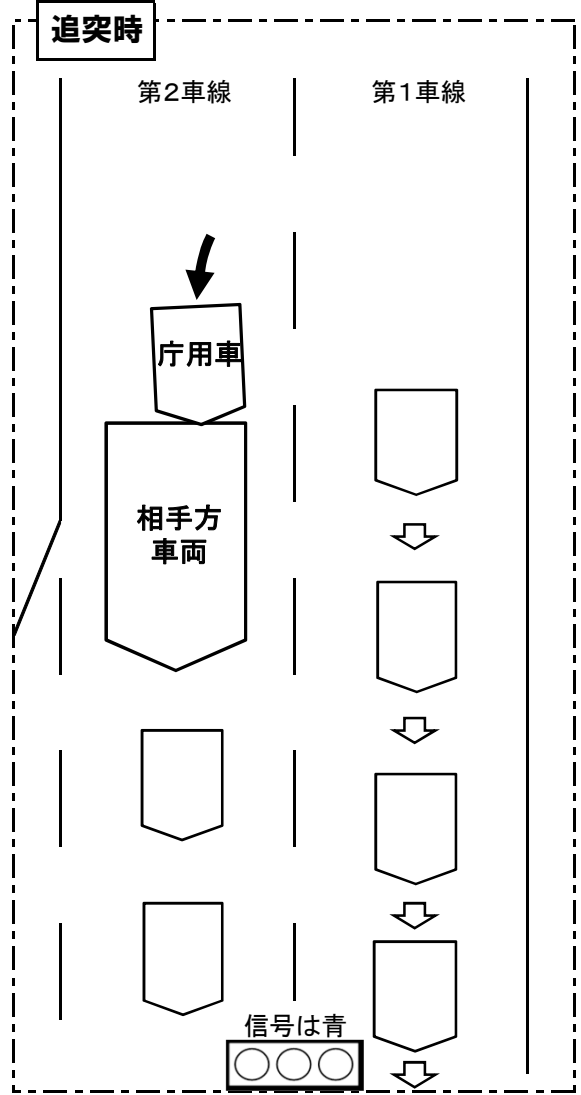
# 事故現場見取図



## 停車時



## 追突時



相手方損傷箇所



①リアバンパーの塗装の剥離 ②左テールランプブラケットの変形 ③左テールウinkerレンズの割れ

市側損傷箇所



①リアバンパーに接触

②左テールランプブラケット下側に接触